

法務省矯少第142号  
平成27年5月27日

矯正管区長 殿  
刑事施設の長 殿（鹿児島、沖縄）  
少年鑑別所長 殿  
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 小川 新二  
（公印省略）

在所者の健全な育成のための支援に関する訓令の運用について（依命通達）

標記について、下記のとおり定め、在所者の健全な育成のための支援に関する訓令（平成27年法務省矯少訓第11号大臣訓令。以下「訓令」という。）の施行の日（平成27年6月1日）から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

#### 記

- 1 生活態度に関する助言及び指導（訓令第3条関係）
  - (1) 訓令第3条第1号に掲げる事項の内容は、挨拶、整理整頓、洗面、身だしなみ、食事時の姿勢、規則正しい生活等に関することであること。
  - (2) 訓令第3条第2号に掲げる事項の内容は、言葉遣い、礼儀、身近にいる者への態度、課題への取組姿勢、集団内での役割分担等に関することであること。
  - (3) 訓令第3条第1号及び第2号に掲げる事項に関する助言及び指導は、基本的に日常生活の場面を通じて適時適切に行うものであること。
  - (4) 訓令第3条第3号に掲げる事項に関する助言及び指導は、修学、就業、家族関係等に関することについて、自己洞察を深めさせたり、健全な社会生活を営む意欲を高めさせたりすることを目的とし、面接の実施や、日記の作成などの方法により行うこと。
  - (5) 訓令第3条第4号に掲げる事項に関する助言及び指導は、原則として、在所者の希望があった場合に個別に対応するものとし、可能な限り面接室を利用するなど、秘密保持に配慮すること。
- 2 学習等の活動（訓令第4条関係）

- (1) 訓令第4条第1号に掲げる学習の機会を提供するに当たっては、次の点に留意すること。
  - ア 学習を希望する在所者に対しては、学習図書や教材の貸出を積極的に認めるとともに、管理運営上の支障が生じない範囲内で、学習図書の差入れ及び居室内で所持することのできる冊数について配慮すること。
  - イ 小学校又は中学校に在学中の在所者が在籍学校の教員と面会する場合には、当該教員による当該在所者の学習進捗の確認、学習上の個別指導の実施等が可能となるよう、管理運営上の支障が生じない範囲内で、面会の時間等について配慮すること。
  - ウ 小学校又は中学校に在学中の在所者について、在籍学校から依頼を受けた場合には、卒業証書の授与等について便宜を図ること。
- (2) 訓令第4条第2号に掲げる文化活動は、次のとおりとすること。
  - ア 図書、テレビ・ラジオ番組、視聴覚教材、講話等から、在所者が一般的教養及び社会的常識を習得する上で適切なものを選定し、閲覧、視聴等を行わせること。
  - イ 施設の実情に応じて、例えば、次に掲げる事項について実施するように努めること。
    - (ア) 保健衛生に関する事項
    - (イ) 非行の防止に関する事項
    - (ウ) 社会保障制度に関する事項
    - (エ) 郷土の伝統、文化、産業等に関する事項
    - (オ) 国際理解に関する事項
    - (カ) 自然災害及び防災に関する事項
    - (キ) 情報リテラシーに関する事項
- (3) 訓令第4条第3号に掲げる活動は、次のとおりとすること。
  - ア 図書、テレビ・ラジオ番組、視聴覚教材、講話等から、在所者の情操の涵養を図る上で適切なものを選定し、閲覧、視聴等を行わせること。
  - イ レクリエーション、行事、音楽鑑賞、絵画制作、ロールプレイング等により、在所者の情操の涵養を図るように努めること。
- (4) 訓令第4条第4号に掲げる活動は、次のとおりとすること。
  - ア 就労の準備に資するよう、就労に係る情報や特定の職業に必要とされる資格の種類や取得方法、公共職業安定所（ハローワーク）の活用方法等についての情報提供に努めること。
  - イ 進学若しくは復学又は就労の選択に資する情報の提供に努めること。

### 3 周知の方法（訓令第5条関係）

入所時のオリエンテーションにおける説明、居室内に備える生活のしおりへの記載などの方法で行うこと。

### 4 記録等

法第28条又は第29条第1項の規定による助言、指導及び援助を行った職員は、必要に応じて、働き掛けの内容及び在所者の反応等について、少年簿及び収容事務関係各帳簿に関する訓令（平成27年法務省矯少訓第15号大臣訓令）様式第8号の行動観察票への記載、少年鑑別所の長への書面又は口頭による報告、関係職員への伝達等を行うこと。

### 5 その他

(1) 法第28条又は第29条第1項の規定による助言、指導及び援助は、社会通念上相当と認められる範囲内で行うものとし、強制にわたることがあってはならないこと。

(2) 法第28条又は第29条第1項の規定による助言、指導及び援助は、在所者に非行事実があることを前提として在所者の問題点の改善を図ろうとするものであってはならないこと。

(3) 法第29条第1項の規定による助言及び援助を行うに当たっては、次の点に留意すること。

ア 被観護在所者の場合には、収容の確保のほか、鑑別、家庭裁判所の調査等の実施に支障が生じないようにし、その他の在所者の場合には、その収容目的を踏まえ適当と認められる範囲内において行うものとする。

イ 在所者の自発的な意思を確認した上で行うものとする。ただし、義務教育を終了していない在所者が訓令第4条第1号に掲げる学習を希望しない場合には、強制にわたらない範囲で、学習に対する意欲を喚起するための働き掛けを行うものとする。

ウ 集団で行う必要がある場合は、性別、入所事由、共犯関係等に留意の上、適切に行うものとする。

エ 在所者の心身の状況等を勘案しつつ、行うものとする。

オ 可能な範囲において、在所者の在籍学校の教員、民間篤志家その他の者の協力を求めること。